十二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十九条第一項（環境大臣の権限によるものに限る。）、第二十七条第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十八条の二第一項、第四十八条の十一第一項及び第五十条第一項

十三　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第十八条第一項

十四　南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第二十二条第一項及び第二十六条第一項

十五　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の三十五第一項

十六　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十七条第四項及び第三十四条第一項

十七　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二十五条第一項（同法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）

十八　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五十四条第一項、第五項及び第六項

十九　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第三項、第三十一条第一項、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十七条第一項

二十　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十九条第一項

二十一　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第十五条第一項及び第二十七条第一項

二十二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十八条第四項、第二十七条第三項及び第五十条第一項から第四項まで

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の廃止）

第二条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年総理府令第九十九号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（自然公園法施行規則の一部改正）

第四条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、国の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第四第１面中「環境大臣（都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第五条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第十一表面中「環境大臣」を削る。

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第六条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第八表面中「環境大臣」を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三十に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。